

新居浜工業高等専門学校研究員等派遣に伴う授業処置に関する申合せ

平成17年申合せ第1号

- 1 研究員等として派遣される者の派遣期間中の授業は、原則として当該各学科・科の専任教員が担当するものとする。
当該各学科・科の専任教員が担当できない授業があるときは、非常勤講師に担当させることができる。
- 2 前項の授業を非常勤講師に担当させるにあたっては、全学科・科で協力し、前年度非常勤講師手当実績の範囲内で対応する。
- 3 「研究員等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 高専機構内地研究員
 - (2) 高専機構在外研究員
 - (3) 外国の政府、これに準ずる公共的機関、外国の大学等から招聘された者(先方負担)
- 4 派遣期間は、原則として3月、6月又は9月とする。

附 則

- 1 この申合せは、平成17年9月13日から施行する。
- 2 研究員等派遣に伴う非常勤講師の取扱について(申合せ)は、廃止する。